

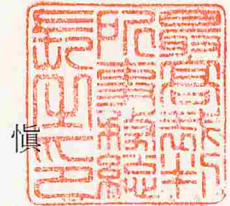
最高裁秘書第1217号

令和3年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年3月22日付け（同月24日受付，第021078号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 祝辞（令和2年11月29日付け議会開設百三十年記念式典分）（片面で1枚）
- (2) 大谷直人最高裁判所長官あいさつ（欧州評議会オブザーバー参加25周年記念分）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

祝 辞

令和二・一一・二一九参議院議場
議会開設百三十年記念式典

本日、ここに、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、議会開設百三十年記念式典が挙行されますことは、誠に意義深く、心からお喜び申し上げます。

明治二十三年に帝国議会が開設されて以来、我が国の議会は、大正、昭和、平成を経て、令和という新しい時代に、百三十年の節目を迎えました。この長い歩みの中で、議会は、数多くの困難を乗り越え、議会制民主政治の発展に努めてこられました。殊に、国民主権を基本原理とする日本国憲法の下、国会は、国権の最高機関として、また、国の唯一の立法機関として、我が国社会の発展と安定のために多大な貢献をされました。この記念すべき日を迎えるに当たり、改めて、議会政治の確立と発展に力を尽くしてこられたあまたの先人並びに関係の方々に対し、深く敬意を表します。

近年、社会や経済の構造的変化、人々の価値観の多様化が進むとともに、我が国を取り巻く国際情勢も、様々な利害が交錯して予断

を許さない情勢となっているように思います。また、本年になって、急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、国内外の社会経済活動に依然として影響を与えています。こうした中で、議会が国政の中枢において果たされる役割は、ますます重要なものとなっております。

ここに、議会開設百三十年をお祝いするとともに、今後も、国会が国民の期待と信頼に応えてその責務を全うされ、我が国の安定と発展に寄与されることを祈念し、私の祝辞といたします。

令和二年十一月二十九日

最高裁判所長官 大谷直人

大谷直人最高裁判所長官あいさつ

最高裁判所長官の大谷直人です。我が国が欧州評議会のオブザーバーとなって 25 周年を迎えるにあたり、日本の裁判所を代表して御挨拶申し上げます。

最高裁判所は、欧州評議会の司法機関である欧州人権裁判所と、1997 年以降、判事が互いに訪問し合うなどの形で、双方向の人的交流を行ってきました。

また、2017 年には、当時の寺田最高裁判所長官とライモンディ欧州人権裁判所長官との合意により、欧州人権裁判所内に日本とのコンタクトポイントを務める判事が指定され、最新の判決や決定を相互に参考送付する取り組みが開始され、その運用が積み重ねられています。

日本は欧州域外の国であるにもかかわらず、こうして我が国の裁判所と欧州人権裁判所との良好な関係が構築されていることを、喜ばしく思っています。改めまして、関係者の方々には感謝申し上げます。

今現在、世界では新型コロナウイルス感染症の拡大が、人類に大きな脅威を投げかけており、これに立ち向かう懸命の努力が続けられています。その一方で、紛争等により個人の人権が軽視される事態も悲しいことに後を絶ちません。そのような中であって、社会の変動にも留意しながら、欧州人権条約、更には普遍的価値を有する人権について、解釈し、事案の解決に当たる欧州人権裁判所が果たされている役割は極めて大きなものがあると思われまます。

我が国は、欧州とは異なる文化的歴史的背景を有していますが、それぞれ司法機関として果たすべき役割には共通する面も多いと思います。最高裁判所と欧州人権裁判所との人的交流、判例交換は、その意味で大変有意義なものと言えるでしょう。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、直接お会いすることが難しい今だからこそ、これまで培ってきた関係の重要性を再認識しております。今後もぜひこの良好な関係を深めていきたいと思ひます。

2019 年には欧州人権裁判所の設立 60 周年、2020 年には欧州人権条約制定 70 周年を迎えたと伺っております。これまでの長年の欧州評議会、欧州人権裁判所の営みに改めて敬意を表し、今後の一層の発展を祈念して、私の挨拶を終わりにいたします。